

西郷村新庁舎建設庁内女性ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎建設にあたり女性職員の様々な観点からの提案を行うことを目的として、西郷村新庁舎建設庁内女性ワーキンググループ(以下「グループ」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 グループは、次に掲げる事項について検討し、西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会に成果を報告する。

(1)新庁舎に求める機能

(2)その他必要な事項

(組織)

第3条 グループ員は、別表に掲げるリーダー、サブリーダー及びチーム員をもって組織する。

2 リーダー、サブリーダーは、副村長が指定するものとする。

(リーダーの職務)

第4条 リーダーは、グループを代表し、会務を総理する。

2 リーダーに事故あるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 グループの会議(以下「会議」という。)は、リーダーが招集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第6条 リーダーは、会議の運営上必要があると認めるときは、グループ員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 グループの庶務は、拠点整備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、グループの運営について必要な事項は、リーダーが定める。

附則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。